

第 1 回歴史的風土の保存・継承小委員会
各委員会からの指摘事項

【歴史的風土の保存・継承に係る課題】

〈①制度の対象となる都市の枠組み〉

- 「美しい国」の時代に、歴史的風土の価値を意識してどのような都市づくりや地域づくりを行うかが、本来の眼目である。
- 古都保存法は昭和 40 年代に、大変な開発圧力に対して緊急的に議員立法で制定されたが、それはそういう時代として理解すべきで、今現状で、あるいは未来に向けた制度を組み立てる方が建設的である。
- 古都保存法では、京都は決して守られてはいない。それは古都保存法が市街地とは切り離して適用されたためで、そのことがかえって一つの課題を残した。
- 昔からある家の屋根や塀が古都の雰囲気を一番醸し出している。古都保存は、単なる建物だけではなく、この雰囲気が大事なので、土地を細分割させたときにも、元からある外の壁面を保存するような条例を作ると、風景として、観光資源として残せる。
- 例えば世代が変わって、土塀の中の 1 区画の昔の屋敷が細分化されて分譲される。そうすると、出口が必要になるから土塀が崩される。それを防ぐため、景観法、個々の条例、まちづくり交付金等の予算措置に税も交えて様々な形でやろうとしている。
- 市町村の努力を全国区にするのがテーマ。自治体はそれぞれ歴史性と風土性をテーマにしたまちづくりを本気で進めている。それが活性化または生き残る道と思っている首長は、歴史や自然を大事にしている。大きな流れはそちらへ向かっている。
- 今は、背景も含めて自然も歴史も大事という価値観になってきた。その手法はいろいろあり、国家的に重要な場所は、国営公園のように買収する方法を使えばよい。自治体独自には、景観条例で景観計画区域を指定すればよい。場合によっては都市計画法の特別用途地区に歴史的、風土的なものを作ればよい。
- 全部面で、または背景だけでやるなど、ワンパターンにしようとするからかえって難しい。むしろ議論の方法としては、実際に歴史性や風土性があって、それを生かしたまちづくりをする上で、あと何が足りないのか、いろいろな実例で、面でやる方法とピンポイントでやる方法を取り上げてスタディーするとよい。

- 古都の解釈は、少なくとも近世以前の城下町は、その地域にとって都だったというステータスを作って、現実の運用は、買い取りから公園化まで、あるいはピンポイントの指定によって税制その他を措置できるようなものを、古都保存法から発想するのではなく、歴史性と風土性の保全を自治体がどうやれるかという観点で、足りないものを補うというスタディに変えるべき。
- 全体的な都市としてのプロデュースをすることが、国際的にも課題になっている。
- 古都にふさわしい緑地の再生等の事業が必要である。それにふさわしい文化的な資産についても、場合によっては復元すればよい。そのように、まちづくりの手法と組み合わせた攻めの部分が、より優れた国際的な観光資源を作っていくのに必要である。
- 古都保存法が基本にあって、それを少しずつ拡大していくことと、古都以外の都市における歴史的な風土保存の二つのテーマを統一的に議論するのは難しい。

〈②開発と保全との調和のあり方〉

- 国又は地域住民にとっても、歴史的風土の保存により開発の波から守られ次世代に継承していくという非常に大きなものを得るが、もう少し近視眼的に見た場合には、これは規制強化である。ゆえに税収の減少や近代的都市生活、市民生活にある程度齟齬を来たすことも覚悟しなければならない。
- 政令指定都市は、経済的なインセンティブを出すよう予算措置することが必要である。
- 開発を規制しても、古都保存法の手法とは逆になるが、特定の時代のデザインに合致する開発は規制から外すことにより、歴史的環境を点から面へと誘導するとやりやすい。
- まず、規制をかけておいて、規制緩和型の地区をセットする仕組みも設け、「古いものを新しくつくる」ところが大事で、全体としては昔ながらの歴史的な景観みたいなものが守られれば、国民ベースで心地のよい空間をつくることができるのではないか。
- 開発を目指す姿勢と、古都とそれを取り巻く景観の保存を志向する姿勢とは、相互に二律背反的な位置づけになることが少なくない。しかし、両者を積極的に相互補完化し、保存を開発にいかに利活用するか、併せて、開発を保存にいかに利活用するかという、複眼的視座を踏まえた法律、政策、事業、あるいは手続きを適切に組み合わせるアプローチが、肝要である。

【古都保存法の評価、枠組みに係る課題】

- 文化財が明治時代でも指定し始めているのだから、古都保存法に規定する「往時」もそういう時代的状况で制定されたという精神を酌み取ればよいのではないか。
- 法律を執行するための規則として言えば、「全国的」は、取っても差し支えないし、「中心」は、必ずしも全国的なものである必要はなく、ある程度一定のエリアの中での中心地として、少しエリアを限定するなどして、要件を柔軟にしても良い。
- 「開発圧力が依然として強いところ」というのは、予防的な措置をとる緊急性が高いということで、従来のやり方はある程度妥当である。しかし、「開発圧力が比較的弱いところ」というのは、開発圧力が弱い時でないとい規制をかけられないという現実問題があるから、それを外すのは政策論としても良くない。少し中期的に考えると、必ずしも開発圧力が高くなくても、ある種の価値を守るとい基準を立てる必要があるのではないか。
- 古都保存法制定当時に比べ分権が進んだ現在では指定手順が違ってきている。大津市の指定はその過渡期で、地元の滋賀県と大津市から、約40年前当時法指定の議論があったことを踏まえ、今回は指定してほしいという要請があった。国が政令で指定して保存計画を定めるという手続と裏腹に、地方分権に対応した手続として、大津市の例が参考になる。
- 現在の奈良、京都、鎌倉の概念図は、その3都市がある程度中心地の立地の選定の仕方の共通性から来ている要素があるので、それにあまり機械的にとられる必要はない。
- 三方囲まれた山に変な家が建つことを恐れている。それは、今の制度の手当の仕方である程度保全できると思うが、古都保存法は、例えば土地を買い上げることや、土地の形質の変更に規制がかかることは、ある意味では魅力である。
- 古都保存法の持つ意味は、古都というステータスである。ある意味では観光的価値も持つし、国家的スケールで評価されたという、ある種のプライドを持たせるから、そういう意味で古都という言葉の意味は大きい。
- 古都の理解を、地域における中心地と仮に解釈をしても、一方でこれは古都以外だとい地域を想定し、この両者を整合性を持たせながら議論できるか。例えば明治以降、そこが地域の中心になっていたとしても、それを古都といってもなじめない。